

県産米等県内消費拡大広報実施業務委託

業務仕様書

令和4年9月

いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会

1 業務の概要

1 目的

県産米及び県産米を原料とした米粉利用に関する情報を消費者に対してPRすることにより、県産米及び米粉の消費拡大と需要拡大を図るもの。

2 業務内容

(1) 県産米等消費拡大広報の実施

県産米及び県産米を原料とした米粉製品に関する情報（県産米の紹介、販売先、提供店舗、米粉活用商品、製造過程等）を消費者にPRする記事を制作し雑誌等の誌面上において、県産米の消費拡大に向けた広報を実施すること。（PR内容及び活用メディアは、提案すること。）

【実施期間】 契約日から令和5年3月13日（月）

【実施回数】 1回以上（1誌以上）

【メディア】 （提案すること。）

ア 雑誌紙面

イ その他のメディア

【納品日】 新米時期（令和4年10月から12月末）の間

（新米時期に制作、発行した内容を新米時期以降に再度掲載することも認めるもの。）

【その他】

- ・ 必要に応じて周知の効果を高めるためのキャンペーン等の企画提案を盛り込むこと。
- ・ 詳細は随時いわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会（以下「協議会」という。）と協議すること。

(2) 実績報告書の作成

上記(1)に係る実施経緯及び結果をまとめた実績報告書を書面及び電子データで提出すること。

3 留意事項

以下の事項に留意し、事業実施すること。

- (1) 協議会、その構成団体、県内の生産者及び生産者団体等が行う県産米及び各種農産物のプロモーション活動と十分に連携し、相乗効果を発揮できる内容とすること。
- (2) これまでに構築されている県産米のイメージを踏まえるとともに、特徴及び栽培地域等について十分に理解した上で事業実施すること。
- (3) 協議会及びその構成団体が有する既存の情報発信ツールと連携し、効果的な情報発信となるよう配慮すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を協議会に対して文書で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 協議会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 協議会は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行

につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、協議会に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から協議会に移転することとするが、その詳細については、協議会及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年 3 月 30 日岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。